



発行 東京都

目次

規則

○東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………(産業労働局金融部金融課) ……一

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課) ……五

告示(選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………六

公告

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……六

規則

東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十四年九月五日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都規則第三百三十一号

東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十六年東京都規則第三百三十四号)の一部

を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 平成二十六年三月三十一日までの間において貸付けの決定を行う中小企業高度化資金については、第十五条第一項中「三年」とあるのは「三年(別表に規定する電力需給対策貸付にあつては、五年)」と、別表一の項中

あるのは

(三) 災害復旧貸付(災害を受けた事業用施設の復旧を図るものをいう。以下同じ。)	設置資金の一〇〇分の九〇以内
(四) 緊急健康被害等防止貸付(事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものをいう。以下同じ。)	設置資金の一〇〇分の九〇以内
(五) 電力需給対策貸付(省エネルギー、新エネルギー、自家発電等の設備の導入に係る貸付けをいう。以下同じ。)	設置資金から当該設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差

と

と

同表十三の項から十六の項までの規定中	<table border="1"> <tr> <td>(二) 災害復旧貸付</td> <td rowspan="2">設置資金の一〇〇分の九〇以内</td> </tr> <tr> <td>(三) 緊急健康被害等防止貸付</td> </tr> </table>	(二) 災害復旧貸付	設置資金の一〇〇分の九〇以内	(三) 緊急健康被害等防止貸付	あるのは	<table border="1"> <tr> <td>(三) 災害復旧貸付</td> <td rowspan="2">設置資金の一〇〇分の九〇以内</td> </tr> <tr> <td>(四) 緊急健康被害等防止貸付</td> </tr> </table>	(三) 災害復旧貸付	設置資金の一〇〇分の九〇以内	(四) 緊急健康被害等防止貸付	同表十二の項中	<table border="1"> <tr> <td>(六) 電力需給対策貸付</td> <td rowspan="2">設置資金から当該設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内</td> </tr> </table>	(六) 電力需給対策貸付	設置資金から当該設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内
		(二) 災害復旧貸付		設置資金の一〇〇分の九〇以内									
(三) 緊急健康被害等防止貸付													
(三) 災害復旧貸付	設置資金の一〇〇分の九〇以内												
(四) 緊急健康被害等防止貸付													
(六) 電力需給対策貸付	設置資金から当該設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内												
と		と	と										

<p>●東京都告示第千三百三十一号</p>	<p>告示</p>	<p>読み替えて適用する。 別表七の項及び八の項を次のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td>七及び八</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>附則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都中小企業高度化資金貸付規則により貸付中又は貸付手続中の中小企業高度化資金については、なお従前の例による。</p>	七及び八							削除							あるのは	<table border="1"> <tr> <td>(二) 災害復旧貸付</td> <td rowspan="2">設置資金の一〇〇分の九〇以内</td> </tr> <tr> <td>(三) 緊急健康被害等防止貸付</td> </tr> <tr> <td>(四) 電力需給対策貸付</td> <td>設置資金から当該設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内</td> </tr> </table>	(二) 災害復旧貸付	設置資金の一〇〇分の九〇以内	(三) 緊急健康被害等防止貸付	(四) 電力需給対策貸付	設置資金から当該設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内	と	と
			七及び八																						
削除																									
(二) 災害復旧貸付	設置資金の一〇〇分の九〇以内																								
(三) 緊急健康被害等防止貸付																									
(四) 電力需給対策貸付	設置資金から当該設置資金の一〇〇分の一に相当する額又は十万円のみずれか低い額を差し引いた額以内																								
と	と																								

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

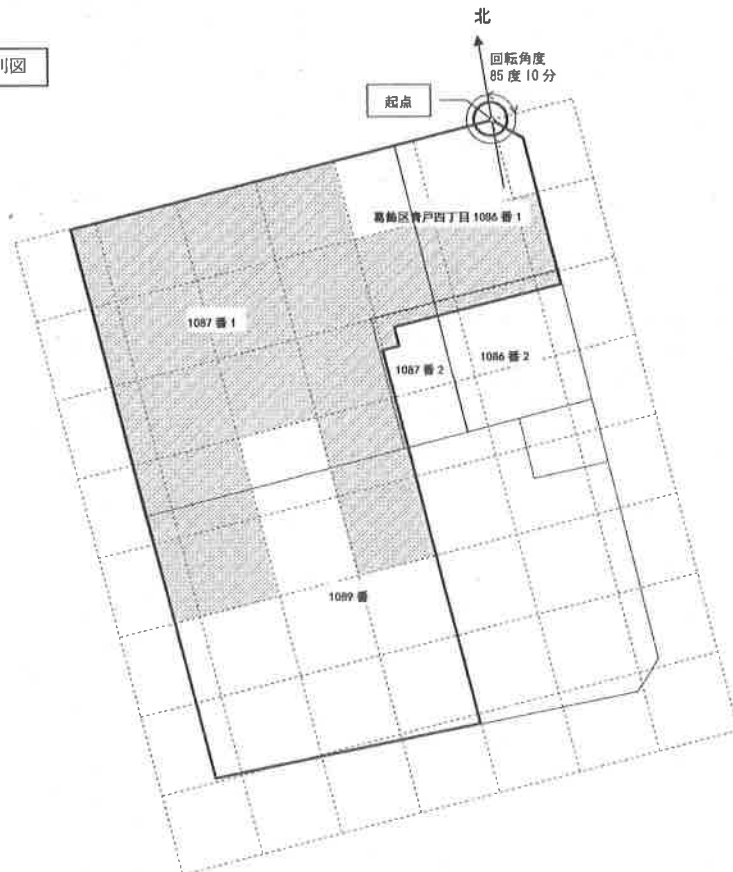
平成二十四年九月五日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区青戸四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

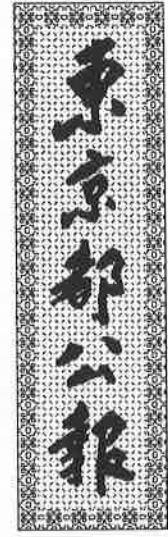
別図



- 凡例
- 調査対象地
 - 筆境界線
 - 単位区画線
 - ▨ 形質変更時要届出区域

起点
 起点は、葛飾区青戸1086番1の最北端とする。

【格子の回転角度(85度10分)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………（都市整備局市街地建築部調整課）…一
 - 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（環境局環境改善課）…二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…四
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（七件）……………（環境局環境改善課）…五
 - 都道の区域変更（五件）……………（建設局道路管理部路政課）…三
 - 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…九
- 公 告
- 特定非営利活動法人の認定……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…二〇
 - 特定非営利活動法人の仮認定……………（同）…二〇
 - 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推

告示

- 進のための導入推奨機器指定要綱の一部改正……………（環境局都市地球環境部計画調整課）…二〇
 - 争議行為の予告（二件）……………（産業労働局雇用就業部労働環境課）…三
 - 消防法に基づく命令……………（東京消防庁）…三
- 正 誤
- 平成二十四年九月十三日付東京都告示第千三百六十七号………………三
 - 平成二十四年十二月二十一日付東京都規則第百七十八号………………三

東京都告示第三百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第六項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十五年三月十三日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 公聴会を行う日時 平成二十五年三月二十一日（木曜日）午後二時から
- 二 公聴会を行う場所 東京都庁第一本庁舎三十三階S五特別会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査係（東京都庁第二本庁舎三階）

四

新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三（五三八八）三三三四

公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主任 港区六本木三丁目一番二十八号
所氏名 六本木三丁目東地区市街地再開発組合

建築敷地 港区六本木三丁目十二番四十一ほか
地域地区 第二種住居地域、商業地域及び防火地域等

申請の概要

工事種別 増築
及び用途 共同住宅、自動車車庫、事務所、集会場、飲食店、物販店舗及び変電所

敷地面積 約一七、三七二平方メートル
建築面積 約九、九六一平方メートル
延べ面積 約二〇二、五〇四平方メートル

構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造
地上四十階地下五階建て

高さ 二四二・〇メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

東京都告示第三百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月十三日

東京都多摩建築指導事務所長 山崎 弘 人

●東京都告示第三百二十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第千三百三十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十三日

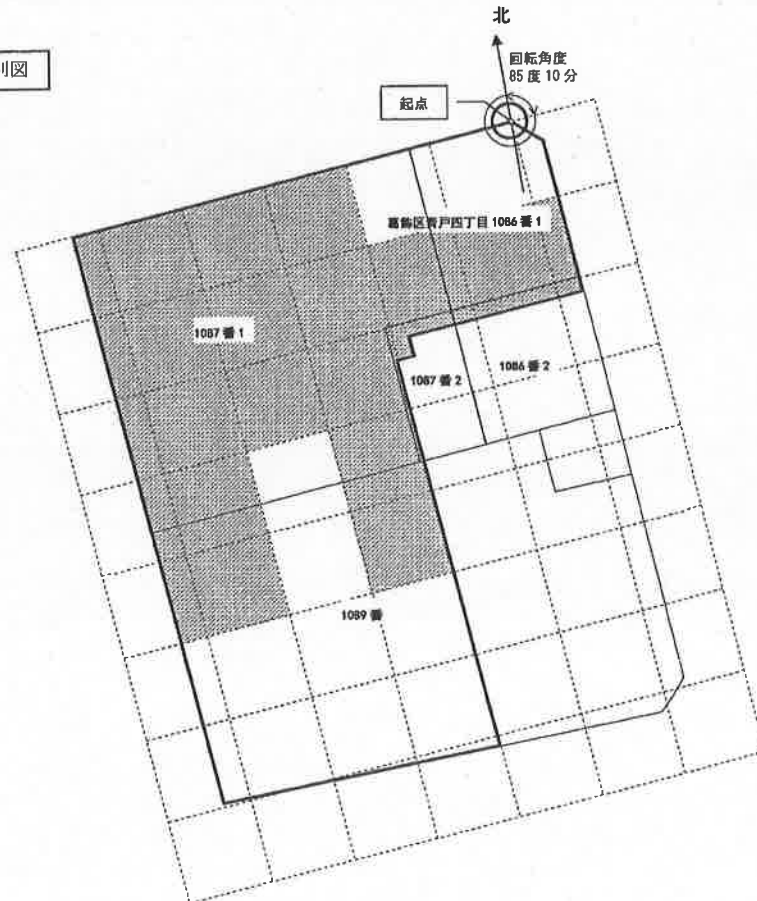
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 指定を解除する区域 別図のとおり(葛飾区青戸四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染状況調査の実施

別図



凡例

- 調査対象地
- 筆境界線
- 単位区画線
- 形質変更時要届出区域

起点
 起点は、葛飾区青戸 1086 番 1 の最北端とする。

【格子の回転角度(85度10分)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



発行 東京都

目次

○家畜伝染病の発生
（産業労働局農林水産部食料安全課）……一
告 示
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……一
……（生活文化局都民生活部管理法人課）……一
○土地区画整理事業の仮換地の使用収益開始日通知
書の送付に代える公告……二
……（都市整備局第一区画整理事務所換地課）……二
○調停の申請……三
……（東京都労働委員会）……三

正 誤
○平成二十五年三月十三日付東京都告示第三百二十七号……三
告 示
●東京都告示第六百四十八号
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項に基づく届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十五年四月十八日

東京都知事 猪 瀬 直 樹
一 家畜伝染病の種類
腐蛆病
二 家畜の種類
蜜蜂
三 発生群数
十三群
四 発生場所
八王子市片倉町
五 発生日
平成二十五年四月二日

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十五年四月十八日
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 申請のあった年月日
平成二十五年三月十九日
二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本経済システムデザイン研究会
三 代表者の氏名
櫻庭 大輔
四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区業平一丁目六番三〇七二〇号
五 定款に記載された目的
この法人は、起業を目指す人材および、広く社会一般に対して、プロデュースングの概念の普及・実践に関する事業を行い、我が国におけるイノベーションの創出に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十五年三月二十一日
二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本若者支援推進協会
三 代表者の氏名
小池 吉崇
四 主たる事務所の所在地
東京都板橋区板橋二丁目四十七番二号

五 定款に記載された目的
この法人は、不登校、ひきこもりその他学校生活、社会生活に関わる問題を抱えた人々およびその家族等関係者に対して、カウンセリング、就学就労支援に関する事業を通じて、青少年の健全育成に努めることで、個人が自立し、共生できる社会づくりに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十五年三月二十二日
二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ヒーリング
三 代表者の氏名

別表

通知を受けるべき者の住所及び氏名	仮換地の使用収益開始日の通知
江戸川区西瑞江二丁目38番地 眞鍋好江	平成23年9月2日付23一区換第66号 指定番号52109で通知した仮換地について、使用又は収益を開始することができる日を下記のとおり定めましたので通知します。 記 使用又は収益を開始することができる日 平成25年3月29日
江戸川区西瑞江二丁目38番地 眞鍋武彦法定相続人 眞鍋好江 江戸川区西瑞江二丁目38番地 眞鍋武彦法定相続人 眞鍋尚志 杉並区高井戸西二丁目13番18号ラク川澄Ⅱ 眞鍋武彦法定相続人 眞鍋知子	平成23年9月2日付23一区換第66号 指定番号52108で通知した仮換地について、使用又は収益を開始することができる日を下記のとおり定めましたので通知します。 記 使用又は収益を開始することができる日 平成25年3月29日

- <教示> 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

調停申請について

自治労・公共サービス清掃労働組合から平成二十五年三月二十九日付けで労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十八条第三号の規定に基づく調停の申請があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第七条第二項及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第七十七条の規定により、次のとおり公表する。

平成二十五年四月十八日

東京都労働委員会

一 関係当事者

使用者名 自治労系8社社長会

労働組合法 自治労・公共サービス清掃労働組合

二 関係公益事業

労働関係調整法第八条第一項第四号に掲げる公衆衛生の事業

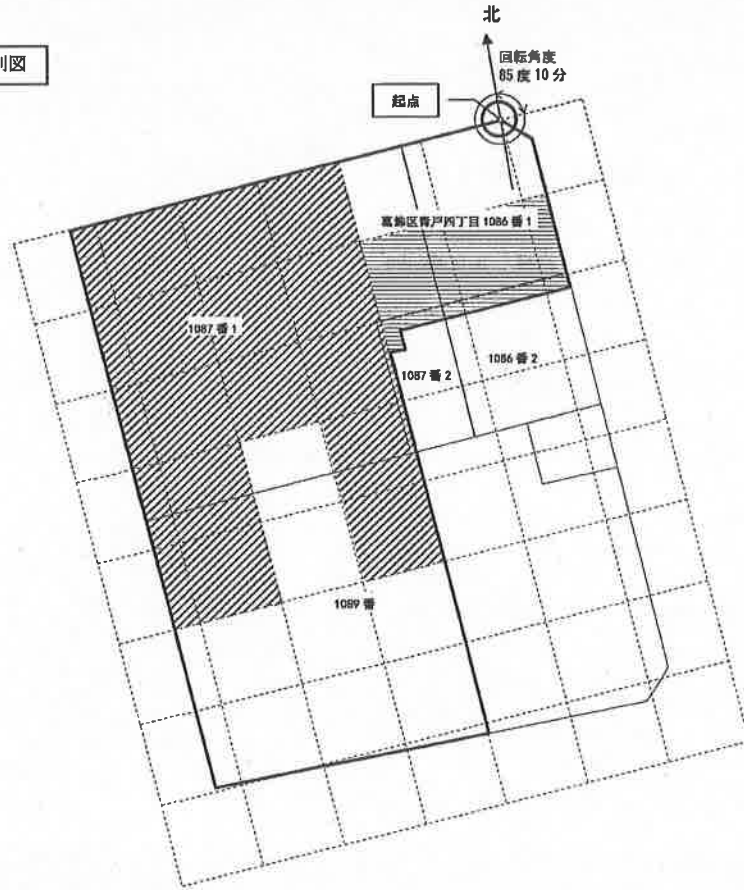
三 調停申請事項

賃上げ問題

正 誤

○平成二十五年三月十三日付東京都告示第三百二十七号
 四ページ下段の別図を次のように訂正する。

別図



- 凡例
- 調査対象地
 - 筆境界線
 - 単位区画線
 - ▨ 形質変更時要届出区域
 - ▨ 指定を解除する区域

起点
 起点は、葛飾区青戸 1086 番 1 の最北端とする。

【格子の回転角度(85 度 10 分)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

発行
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川一丁目三番七號
 電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 112-0002